

令和 7 年分  
(宮崎県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額  
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

| 地目<br>都道府県 | 田        | 畑        |
|------------|----------|----------|
| 宮崎県        | 5 2 0 千円 | 3 7 0 千円 |